

市民委員会資料

川崎市スポーツセンター条例等の一部改正に関する パブリックコメント手続の実施結果について

資料 川崎市スポーツセンター条例等の一部改正に関する
パブリックコメント手続の実施結果

参考資料1 パブリックコメントの意見を反映した基本的な考え方

参考資料2 パブリックコメント手続用資料

市民・こども局
(平成24年11月2日)

川崎市スポーツセンター条例等の一部改正に関する パブリックコメント手続の実施結果

1 概要

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、条例及び条例施行規則の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、8通（意見件数24件）の御意見をいただき、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 実施概要

| | |
|-----------|--|
| 題名 | 川崎市スポーツセンター条例等の一部改正について |
| 意見の募集期間 | 平成24年8月23日(木)～平成24年9月21日(金)【30日間】 |
| 意見の提出方法 | 郵送、ファックス、電子メール、持参 |
| 意見募集の周知方法 | 市政だより 市ホームページ 資料の配布（区役所・支所・出張所・市民館・図書館 かわさき情報プラザ・とどろきアリーナ 川崎市体育館・各スポーツセンター 石川記念武道館・市民スポーツ室） |
| 結果の公表方法 | 市ホームページ及び上記「資料の配布」場所にて公表 |

3 結果の概要

| | |
|-------------|------------------|
| 意見提出数（意見件数） | 8通（24件） |
| 内 訳 | 電子メール 4通（10件） |
| | FAX 4通（14件） |

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、基本的な考え方の趣旨に沿った御意見や、今後の事業の推進に向けて参考とする御意見などのほか、基本的な考え方に反映することで、考え方が分かり易くなる御意見があったことから、この御意見を反映し、『「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方』を一部修正した上で、川崎市スポーツセンター条例等の一部改正を進めてまいります。

(1) 御意見に対する本市の考え方の区分について

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基本的な考え方に反映したもの
- B：御意見が基本的な考え方の趣旨に沿ったもの
- C：今後、事業を推進する中で参考とするもの
- D：基本的な考え方に対する質問・要望の意見であり、基本的な考え方の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なるもの）

| 区 分 項 目 | A | B | C | D | E | 合計 |
|----------------------|---|---|---|---|---|----|
| (1) 利用時間区分の見直しに関すること | | 2 | | 2 | | 4 |
| (2) 駐車場の有料化に関すること | 1 | | 4 | 6 | | 11 |
| (3) その他 | | | | | 9 | 9 |
| 合 計 | 1 | 2 | 4 | 8 | 9 | 24 |

5 市民意見（要旨）及び御意見に対する本市の考え方

(1) 利用時間区分の見直しに関すること

| 項番 | 意見内容（要旨） | 御意見に対する本市の考え方 | 考え方の区分 |
|--------|------------------------------------|---|--------|
| 1 2 | 利用時間区分の見直しについては、提案どおりでよい。（同趣旨2件） | いただいた御意見を踏まえ、利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充を推進いたします。 | B |
| 3 | 開始時間をわかりやすくするため、0分始まりにしてほしい。 | 開始時間につきましては、9時、12時10分、15時20分、18時30分となりますが、御利用いただく皆様の混乱を招くことのないよう、十分に周知を図ってまいります。 | D |
| 4 | 利用機会を増やすのであれば、2時間単位にしたほうがよいのではないか。 | 利用時間区分の見直しにつきましては、利用機会の拡充を目的としておりますが、様々なスポーツの練習や大会などについて、準備・片付けなどにかかる時間を考慮するとともに、現在の利用時間から大幅な変更とならないよう、現在の利用時間の最短である3時間を1区分とするものでございます。 | D |

(2) 駐車場の有料化に関すること

| 項番 | 意見内容（要旨） | 御意見に対する本市の考え方 | 考え方の区分 |
|----|---------------------------------------|---|--------|
| 5 | 駐車料金については、幼児の送り迎え等は別途確認、証明して無料にしてほしい。 | いただいた御意見を踏まえ、駐車場利用料金を一定時間無料とする取扱い及び所要時間無料とする取扱いの考え方を示すよう、『「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方』を一部修正いたしました。 | A |
| 6 | 駐車場の利用方法について、利用者の意見を取り入れてほしい。 | 利用者の御意見を参考にしながら、よりよい施設となるよう努めてまいります。 | C |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 7 | 駐車場を有料化した場合、施設利用者以外でも料金を支払えば使えてしまうのだろうか。 | <p>今回有料化する市体育館、高津、宮前、麻生スポーツセンターの駐車場につきましては、施設利用者のための専用駐車場であることから、施設を利用せず駐車場のみ御利用いただくことはできないことを十分に周知し、施設を御利用にならない方が駐車された場合は、駐車場のみの御利用はできないことをお知らせするとともに、入庫した時から料金をいただくことといたします。</p> <p>施設利用者については、館内で確認・認証を行い、一定時間無料といたします。</p> | C |
| 8 | 駐車場料金については、1時間以内無料だと、簡易駐車場となってしまう恐れがあるため、1時間以内でも100円程度料金を徴収してほしい。 | | |
| 9 | 高津、宮前、麻生スポーツセンターの駐車場は、管理が厳しいので、施設利用者以外の駐車は不可能である。 | <p>御意見のとおり、今回有料化する市体育館、高津、宮前、麻生スポーツセンターの駐車場につきましては、施設利用者のための専用駐車場として、管理運営しております。</p> <p>有料化後も引き続き、施設利用者のための専用駐車場として適正に管理するとともに、専用駐車場であることについて周知を図ってまいります。</p> | C |
| 10 | 駐車場を有料化することが適正化であるかどうか分からない。 | <p>スポーツセンター等の駐車場を利用するという受益に対する負担として利用料を御負担いただき、駐車場を御利用いただかない方との受益者負担の公平性の確保を図るため、駐車場を有料化するものでございます。</p> | D |
| 11 | 有料化はサービスの低下であり、一部有料施設との公平性のためなら、現在有料の駐車場を無料化すべきである。 | | |
| 12 | 駐車場を一定時間無料とするとあるが、一定時間とは3時間30分なのか。 | <p>駐車場利用料金につきましては、施設を利用しやすくなるよう施設利用者は一定時間無料とし、一定時間を超過したところから料金をいただくよう考えております。</p> <p>無料とする一定時間及び一定時間超過後の料金設定は、受益者負担の公平性を考慮するとともに近傍の有料駐車場等を参考として、適正な設定になるよう検討してまいります。</p> | D |
| 13 | 運動したら最低1時間30分はかかるので、駐車料金は1時間30分無料、それ以降は1時間までごとに100円にしてほしい。 | | |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 14 | 運動用の共通備品の運搬搬入、搬出が必要なため、有料化する駐車場については、1団体につき1台は無料で使える制度としてほしい。 | スポーツセンター等の駐車場を御利用いただく受益に対する負担として利用料金を御負担いただくという趣旨から、原則として一定時間を越えて御利用いただく皆様には、身体障害者手帳等を御提示いただいた場合などを除き、利用目的や頻度にかかわらず、公平に利用料金を御負担いただきたいと思いますと考えております。 | D |
| 15 | 駐車場について、回数券や割引等は設定されるのか。 | | |

(3) その他

| 項番 | 意見内容（要旨） | 御意見に対する本市の考え方 | |
|----|--|--|---|
| 16 | 自転車の駐輪も有料化されるのか。 | 現在のところ、駐輪スペースの有料化は予定しておりません。 | E |
| 17 | 施設の利用料金は、現在の200円は適正だと思う。 | 今後とも、より利用しやすい施設となるよう適正な利用料金の設定をまいります。 | E |
| 18 | 麻生スポーツセンターの大体育室について、木曜日は一日中団体利用ができるようにしてほしい。 | スポーツセンターは、団体で御利用いただく「専用利用」、予約なしで個人で御利用いただく「スポーツデー」、指導が受けられる「スポーツ教室」により御利用いただいています。これらのスケジュールは、幅広いニーズに対応できるよう検討し、必要に応じて見直しを行っております。いただいた御意見につきましては、指定管理者に伝え、今後の運営の参考とさせていただきます。 | E |
| 19 | 他の自治体の状況を調査し、利用者サイドにたった利用しやすい運営を検討してほしい。 | スポーツセンター等の運営につきましては、利用者の御意見や、他の自治体の運営を参考にするなどして、よりよいものとなるよう検討まいります。 | E |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 20 | 予約については半年前から受付としているが、先のこととはわからないため、2か月先の予約にしてほしい。 | とどろきアリーナのサブアリーナ全面、スポーツセンターの大体育室全面及び同時に御利用いただく諸室の抽選につきましては、御利用いただく月の6か月前の1日、その他の諸室につきましては、ふれあいネットを活用し、御利用いただく月の4か月前の17日から23日までに予約の申し込みをいただくこととしておりますが、これは大会開催などの目的で御利用いただく場合に必要と考えられる準備期間を見込んでいるものでございます。 | E |
| 21 | 多摩スポーツセンターの駐車場について、ルールが守られていないことがあるので、監視、注意喚起、入場拒否、指導を行ってほしい。 | いただいた御意見をふまえ、指定管理者に対し、館内の掲示板等を活用するなどして注意喚起を図るよう伝え、駐車場の適正な管理を図っております。 | E |
| 22 | 施設利用回数券は、1,000円6枚でどのスポーツセンターでも共通で利用出来るようにしてほしい。 | 施設利用回数券につきましては、各指定管理者が利用者へのサービスとして提案し、設定していることから、全てのスポーツセンターの共通券の発行及び均一料金を設定することは、難しいものと考えております。 | E |
| 23 | 室内を冷暖房化してほしい。 | 今後とも、御利用いただく皆様にとって、快適な環境の施設であるよう努めてまいります。 | E |
| 24 | 営利を目的として施設を利用するなど、不適正な利用をしている団体があると思われるので、対応してほしい。 | 不適切な利用が判明した場合には、適正に対応してまいります。 | E |

6 基本的な考え方に反映させた内容

パブリックコメントでいただいた御意見のうち、「考え方の区分」において「A」とした御意見に基づき、『「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方』の中の2「駐車場の有料化による、利用適正化」についての(2)「見直しを行う内容」に、

○利用者の送迎をはじめ、利用申請手続きや料金の支払いなど、スポーツ利用のために付随する目的に利用する場合にも一定時間無料とし、障害がある方の利用については、身体障害者手帳等を御提示いただくことで所要時間無料とするなど、利用しやすい施設を目指します。

を追記いたしました。

「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館（以下「スポーツセンター等」といいます。）の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、次の2点について見直しを検討しています。

〈 見直しを行う点 〉

- ①利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充
- ②駐車場の有料化による利用適正化

1 「利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充」について

(1) 背景と目的

スポーツセンター等は市民の皆様のスポーツ活動の拠点として設置をしています。団体に御利用いただく場合については、事前に抽選を行っておりますが、ふれあいネットにおける年間の平均抽選倍率は高いところで30倍を超えるなど、市民の皆様が希望どおりにスポーツセンター等を利用することが難しい状況になっています。

平成22年度に行った「スポーツに関する市民アンケート」の結果では、「今後重要だと思ふスポーツ振興施策」の1位に「活動場所の確保」があげられました。

また、より多くの市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう、利用形態の見直し等による既存スポーツ資産の有効活用について、現在本市で策定中の「川崎市スポーツ推進計画」に位置づけていく予定です。

これらの状況を踏まえ、スポーツセンター等の利用時間区分を見直し、**より多くの市民の皆様がスポーツセンター等を利用できる**よう図るものです。

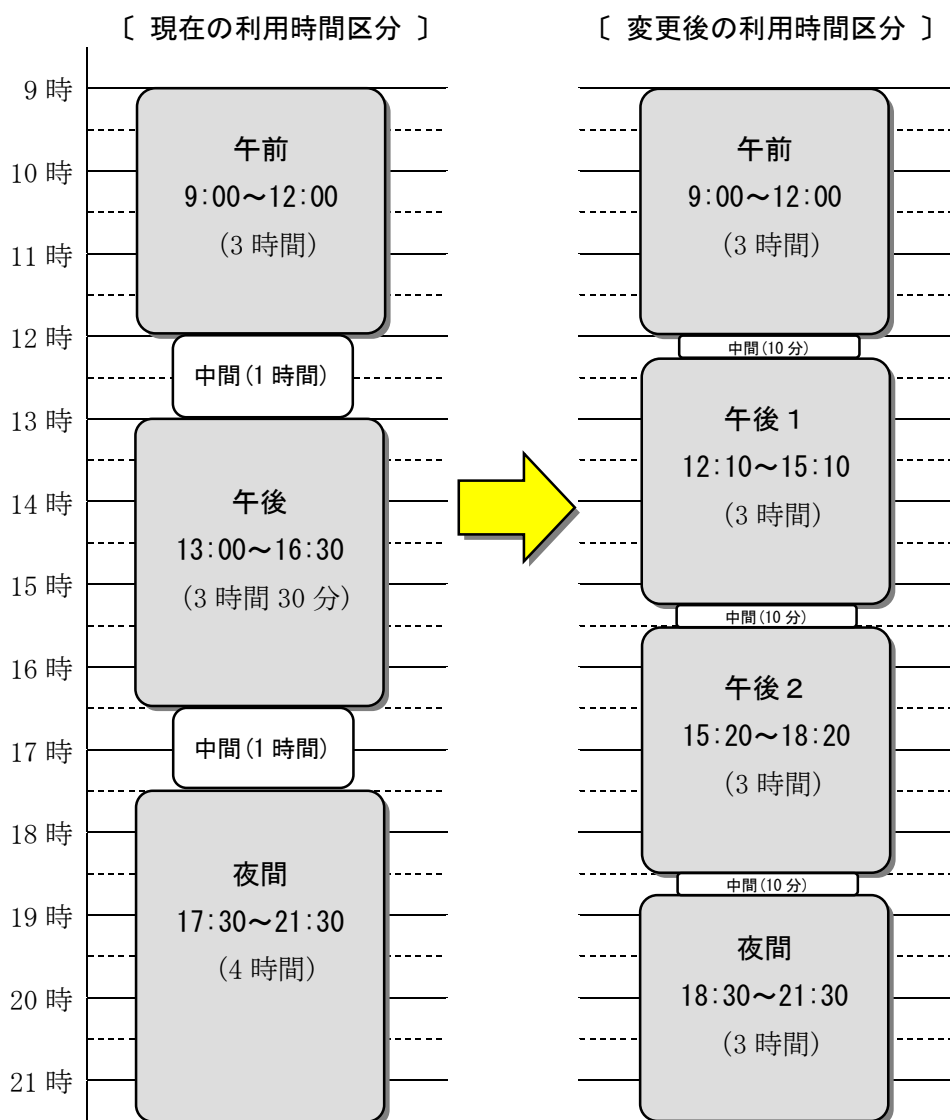
(2) 見直しを行う内容

現在、スポーツセンター等では、利用できる時間帯を、①「午前：9時～12時（3時間）」、②「午後：13時～16時30分（3時間30分）」、③「夜間：17時30分～21時30分（4時間）」の3区分とし、各区分の間に施設の点検整備等のための「中間時間」を1時間設けています。

この1時間の中間時間の見直しと1区分当たりの利用時間を見直すことで、利用時間区分を1日当たり4区分とし、利用機会の拡充を図ります。

〔見直しを行う項目〕

- 利用区分時間帯の間の「**中間時間**」を現在の**1時間から10分間**へ変更します。
 - 利用時間区分を**一律3時間とし、1日4区分**へ利用区分を増やします。
 - 変更後の利用時間区分における専用利用料金については、現在の料金をもとに利用時間に応じて設定します。なお、終日利用する「**全日利用**」については変更いたしません。
 - 会議室や研修室についても、大会開催などの際に、控え室や打ち合わせスペース等として利用されている状況を踏まえ、現在3区分で運営している諸室について、メインアリーナや大体育室に合わせて4区分へ変更します。
- （※ 温水プール、アーチェリー場、野球場、テニスコートなど、現在3区分で運営していない諸施設については変更いたしません。）



なお、この変更により、とどろきアリーナのメイン・サブアリーナ及び体育室、スポーツセンターの大・小体育室及び武道室、石川記念武道館の柔道・剣道場の利用時間区分を合計で年間8,000区分以上増やすことが可能となり、利用機会の拡充を図ることができます。(サブアリーナ及び大体育室は半面利用とし、市民大会等で同じ団体が終日利用する「全日利用」は区分が増加しないものとして計算しています。)

(3) 対象施設

| 施設名称 | 対象となる諸室 |
|---------------|--|
| 川崎市とどろきアリーナ | メインアリーナ、サブアリーナ、研修室、体育室、トレーニング室、楽屋、選手控室、役員室 |
| 川崎市幸スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室 |
| 川崎市高津スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市宮前スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室 |
| 川崎市多摩スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市麻生スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市石川記念武道館 | 柔道場、剣道場 |

※ なお、川崎市体育館については、平成26年度以降スポーツ・文化複合施設として整備が予定されているため、今回の見直しの対象とはしません。

(4) スケジュール

○平成 26 年 4 月 1 日の利用分から、利用時間区分を変更します。

※ なお、団体での利用については事前に予約の申し込みや利用申請を行う必要がありますが、これについては次のスケジュールのとおりとします。

[スケジュール]

| 利用形態・利用施設 | | 平成 25 年度 | | | H26 年度 |
|---------------|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | | 4 月 1 日 | 10 月 1 日 | 12 月 17 日 | 4 月 1 日 |
| ■ 団体利用 | | | | | |
| とどろきアリーナ | メインアリーナ (同時に使用する諸室を含む) | 新区分での利用申請の開始 | | | 新区分での利用の開始 |
| | サブアリーナ (全面) (同時に使用する諸室を含む) | | 新区分での利用申請の開始 | | 新区分での利用の開始 |
| | サブアリーナ (半面) 体育室 研修室 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| スポーツセンター | 大体育室 (全面) (同時に使用する諸室を含む) | | 新区分での利用申請の開始 | | 新区分での利用の開始 |
| | 大体育室 (半面) 小体育室 武道室 研修室 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| 石川記念武道館 | 柔道場 剣道場 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| ■ 個人利用 | | | | | 新区分での利用の開始 |

2 「駐車場の有料化による、利用適正化」について

(1) 背景と目的

現在、川崎市のスポーツセンター等に自動車で来館される方の駐車場については、とどろきアリーナ、幸スポーツセンター、多摩スポーツセンターは有料となっています。

一方で、川崎市体育館、高津スポーツセンター、宮前スポーツセンター及び麻生スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は無料のため、有料駐車場を御利用いただく方及びバスや電車などの交通機関を利用して来館される方との公平性など、受益者負担の観点から課題があります。

本市では平成 19 年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、平成 21 年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進し、有料化を開始しました。

また、平成 23～25 年度の 3 か年を計画期間とする「川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～」においても、公の施設に設置している駐車場の適正利用を推進することとしています。

これらを踏まえ、現在無料となっているスポーツセンター等の駐車場について、有料化することで、**受益者負担の公平性の観点からの利用適正化**を図ります。

また、駐車場の有料化により、一定の収入増が見込まれます。

(2) 見直しを行う内容

○現在無料としているスポーツセンター等の駐車場の利用料金を、**一定時間無料とし、一定時間の経過後は有料**とします。

○利用者の送迎をはじめ、利用申請手続きや料金の支払いなど、スポーツ利用のために付随する目的に利用する場合にも一定時間無料とし、障害がある方の利用については、身体障害者手帳等を御提示いただくことで所要時間無料とするなど、**利用しやすい施設**を目指します。

○料金の設定は、近隣の有料駐車場等を参考とし、**適正な料金となるよう検討**します。

【参考】現在、多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車料金は、1 時間まで無料、1 時間を超え 2 時間まで 200 円、2 時間を超えた 30 分までごとに 100 円、当日 1 日最大料金は 1,000 円です。

(3) 対象施設

- 川崎市体育館 駐車場
- 川崎市高津スポーツセンター 駐車場
- 川崎市宮前スポーツセンター 駐車場
- 川崎市麻生スポーツセンター 駐車場

※ 川崎市とどろきアリーナ、川崎市幸スポーツセンター、川崎市多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は既に有料化されているため、見直しの対象とはしません。

(4) スケジュール

○**平成 25 年 4 月 1 日から**変更します。

※ 有料化に向け、市政だよりや市ホームページ、スポーツセンター等の利用者へのチラシ配布などを行い、広くお知らせをします。

川崎市スポーツセンター条例等の 一部改正について

市民の皆様の御意見を募集します

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館(以下、「スポーツセンター等」といいます。)は、スポーツを通じて市民の皆様が健康で明るく、生きがいを持って生き活きたした生活を送ることができるよう、地域のスポーツ活動の拠点として各区に整備し、皆様に御利用いただいています。

このたび、スポーツセンター等の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、条例及び条例施行規則(以下、「条例等」といいます。)の一部改正を検討しています。

つきましては、条例等の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見の募集について

(1) 期間

平成 24 年 8 月 23 日(木)～平成 24 年 9 月 21 日(金)

※郵送の場合は当日消印有効です。

※直接お持ちになる場合は、土日祝日を除き、9 月 21 日の 17 時 15 分までにお願いします。

(2) 資料の配布場所

区役所、支所、出張所、市民館、図書館、かわさき情報プラザ、とどろきアリーナ、

川崎市体育館、各スポーツセンター、石川記念武道館、市民・子ども局市民スポーツ室

※市のホームページ(川崎市トップページ→意見公募)からも資料をダウンロードできます。

(3) 意見の提出方法

ア 郵送

イ FAX

ウ 電子メール(市ホームページのパブリックコメントの専用フォーム利用)

エ 持参

(4) 提出先

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 5 階

市民・子ども局 市民スポーツ室

FAX 番号:044-200-3599

2 注意事項

(1) お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。

(御意見の概要とこれに対する市の考え方を市ホームページ及び上記 1(2)と同じ場所で公表いたします。)

(2) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。

(3) 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

(4) 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

3 意見募集に関するお問い合わせ先

上記 1(4)の「市民・子ども局市民スポーツ室」(電話:044-200-3312)までお願いします。

「利用機会の拡充」及び「利用適正化」の基本的な考え方

とどろきアリーナ、川崎市体育館、スポーツセンター及び石川記念武道館（以下「スポーツセンター等」といいます。）の「利用機会の拡充」及び「利用適正化」を図るため、次の2点について見直しを検討しています。

〈 見直しを行う点 〉

- ①利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充
- ②駐車場の有料化による利用適正化

1 「利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充」について

(1) 背景と目的

スポーツセンター等は市民の皆様のスポーツ活動の拠点として設置をしています。団体で御利用いただく場合については、事前に抽選を行っておりますが、ふれあいネットにおける年間の平均抽選倍率は高いところで30倍を超えるなど、市民の皆様が希望どおりにスポーツセンター等を利用することが難しい状況になっています。

平成22年度に行った「スポーツに関する市民アンケート」の結果では、「今後重要だと思ふスポーツ振興施策」の1位に「活動場所の確保」があげられました。

また、より多くの市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう、利用形態の見直し等による既存スポーツ資産の有効活用について、現在本市で策定中の「川崎市スポーツ推進計画」に位置づけていく予定です。

これらの状況を踏まえ、スポーツセンター等の利用時間区分を見直し、**より多くの市民の皆様がスポーツセンター等を利用できる**よう図るものです。

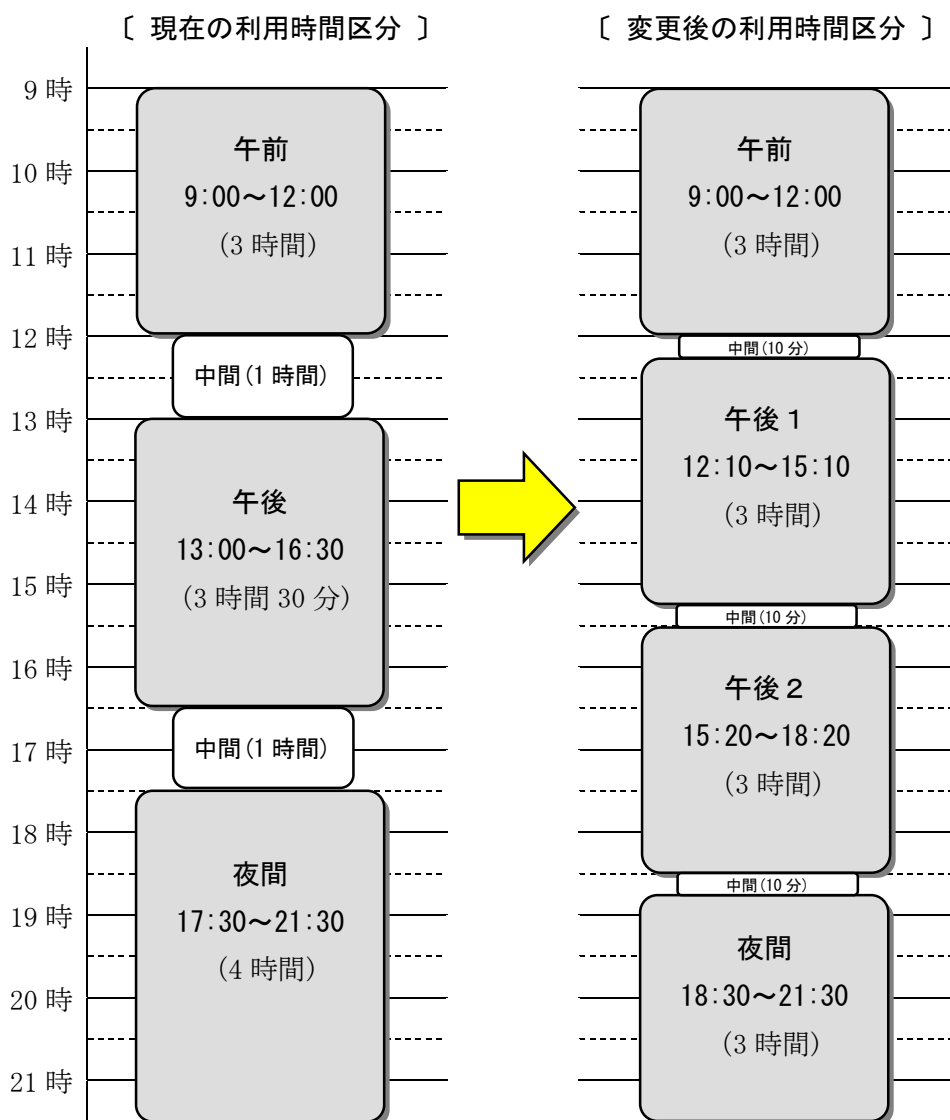
(2) 見直しを行う内容

現在、スポーツセンター等では、利用できる時間帯を、①「午前：9時～12時（3時間）」、②「午後：13時～16時30分（3時間30分）」、③「夜間：17時30分～21時30分（4時間）」の3区分とし、各区分の間に施設の点検整備等のための「中間時間」を1時間設けています。

この1時間の中間時間の見直しと1区分当たりの利用時間を見直すことで、利用時間区分を1日当たり4区分とし、利用機会の拡充を図ります。

〔見直しを行う項目〕

- 利用区分時間帯の間の「**中間時間**」を現在の**1時間から10分間**へ変更します。
 - 利用時間区分を**一律3時間とし、1日4区分**へ利用区分を増やします。
 - 変更後の利用時間区分における専用利用料金については、現在の料金をもとに利用時間に応じて設定します。なお、終日利用する「**全日利用**」については変更いたしません。
 - 会議室や研修室についても、大会開催などの際に、控え室や打ち合わせスペース等として利用されている状況を踏まえ、現在3区分で運営している諸室について、メインアリーナや大体育室に合わせて4区分へ変更します。
- （※ 温水プール、アーチェリー場、野球場、テニスコートなど、現在3区分で運営していない諸施設については変更いたしません。）



なお、この変更により、とどろきアリーナのメイン・サブアリーナ及び体育室、スポーツセンターの大・小体育室及び武道室、石川記念武道館の柔道・剣道場の利用時間区分を合計で年間8,000区分以上増やすことが可能となり、利用機会の拡充を図ることができます。(サブアリーナ及び大体育室は半面利用とし、市民大会等で同じ団体が終日利用する「全日利用」は区分が増加しないものとして計算しています。)

(3) 対象施設

| 施設名称 | 対象となる諸室 |
|---------------|--|
| 川崎市とどろきアリーナ | メインアリーナ、サブアリーナ、研修室、体育室、トレーニング室、楽屋、選手控室、役員室 |
| 川崎市幸スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室 |
| 川崎市高津スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市宮前スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、研修室 |
| 川崎市多摩スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市麻生スポーツセンター | 大体育室、小体育室、トレーニング室、武道室、研修室 |
| 川崎市石川記念武道館 | 柔道場、剣道場 |

※ なお、川崎市体育館については、平成26年度以降スポーツ・文化複合施設として整備が予定されているため、今回の見直しの対象とはしません。

(4) スケジュール

○平成 26 年 4 月 1 日の利用分から、利用時間区分を変更します。

※ なお、団体での利用については事前に予約の申し込みや利用申請を行う必要がありますが、これについては次のスケジュールのとおりとします。

[スケジュール]

| 利用形態・利用施設 | | 平成 25 年度 | | | H26 年度 |
|---------------|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | | 4 月 1 日 | 10 月 1 日 | 12 月 17 日 | 4 月 1 日 |
| ■ 団体利用 | | | | | |
| とどろきアリーナ | メインアリーナ (同時に使用する諸室を含む) | 新区分での利用申請の開始 | | | 新区分での利用の開始 |
| | サブアリーナ (全面) (同時に使用する諸室を含む) | | 新区分での利用申請の開始 | | 新区分での利用の開始 |
| | サブアリーナ (半面) 体育室 研修室 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| スポーツセンター | 大体育室 (全面) (同時に使用する諸室を含む) | | 新区分での利用申請の開始 | | 新区分での利用の開始 |
| | 大体育室 (半面) 小体育室 武道室 研修室 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| 石川記念武道館 | 柔道場 剣道場 | | | 新区分での利用予約の開始 | 新区分での利用の開始 |
| ■ 個人利用 | | | | | 新区分での利用の開始 |

2 「駐車場の有料化による、利用適正化」について

(1) 背景と目的

現在、川崎市のスポーツセンター等に自動車で来館される方の駐車場については、とどろきアリーナ、幸スポーツセンター、多摩スポーツセンターは有料となっています。

一方で、川崎市体育館、高津スポーツセンター、宮前スポーツセンター及び麻生スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は無料のため、有料駐車場を御利用いただく方及びバスや電車などの交通機関を利用して来館される方との公平性など、受益者負担の観点から課題があります。

本市では平成 19 年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を定め、平成 21 年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進し、有料化を開始しました。

また、平成 23～25 年度の 3 か年を計画期間とする「川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～」においても、公の施設に設置している駐車場の適正利用を推進することとしています。

これらを踏まえ、現在無料となっているスポーツセンター等の駐車場について、有料化することで、**受益者負担の公平性の観点からの利用適正化**を図ります。

また、駐車場の有料化により、一定の収入増が見込まれます。

(2) 見直しを行う内容

○現在無料としているスポーツセンター等の駐車場の利用料金を、**一定時間は無料とし、一定時間の経過後は有料**とします。

○料金の設定は、近傍の有料駐車場等を参考とし、**適正な料金となるよう検討**します。

【参考】現在、多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車料金は、1 時間まで無料、1 時間を超え 2 時間まで 200 円、2 時間を超えた 30 分までごとに 100 円、当日 1 日最大料金は 1,000 円です。

(3) 対象施設

- 川崎市体育館 駐車場
- 川崎市高津スポーツセンター 駐車場
- 川崎市宮前スポーツセンター 駐車場
- 川崎市麻生スポーツセンター 駐車場

※ 川崎市とどろきアリーナ、川崎市幸スポーツセンター、川崎市多摩スポーツセンターに自動車で来館される方の駐車場は既に有料化されているため、見直しの対象とはしません。

(4) スケジュール

○平成 25 年 4 月 1 日から変更します。

※ 有料化に向け、市政だよりや市ホームページ、スポーツセンター等の利用者へのチラシ配布などを行い、広くお知らせをします。